

「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」

改正箇所対照表

2016年10月27日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」改正箇所対照表

<p>専利審査指南改正草案 (2010年2月1日から実施)</p>	<p>専利審査指南改正草案 (意見募集稿)</p>
<p>第二部分 第一章 4.2 知的活動の法則と方法</p> <p>知的活動は、人間の思考活動を指し、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断を経て抽象的な結果を生むか、若しくは人の思考活動を媒介として、間接的に自然に作用して結果が生じる。</p> <p>……</p> <p>(2) 前述 (1) で述べた状況を除き、もし、ある請求項を限定する全ての内容において、知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、当該請求項が全体としては、知的活動の法則と方法ではないので、専利法 25 条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。</p>	<p>第二部分 第一章 4.2 知的活動の法則と方法</p> <p>知的活動は、人間の思考活動を指し、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断を経て抽象的な結果を生むか、若しくは人の思考活動を媒介として、間接的に自然に作用して結果が生じる。</p> <p>……</p> <p>(2) 前述 (1) で述べた状況を除き、もし、ある請求項を限定する全ての内容において、知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、当該請求項が全体としては、知的活動の法則と方法ではないので、専利法 25 条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。</p> <p>【例えば】</p> <p>ビジネスモデルに係る請求項には、ビジネス規則と方法の内容以外に、技術特徴も含む場合、専利法 25 条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。</p>
<p>第二部分 第九章 2. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準</p> <p>審査において、保護を請求する解決案、つまり、各請求項により限定される解決案を対象としなければならない。</p> <p>……</p> <p>(1) ある請求項が、1種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはコンピュータプログラム自体や媒体（例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 或いはその他コンピュータ読み取り可能な媒体）だけに記憶されるコンピュータプログラム、又はゲームの規則や方法などだけに係わるものである場合に</p>	<p>第二部分 第九章 2. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準</p> <p>審査において、保護を請求する解決案、つまり、各請求項により限定される解決案を対象としなければならない。</p> <p>……</p> <p>(1) ある請求項が、1種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはコンピュータプログラム自体や媒体（例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 或いはその他コンピュータ読み取り可能な媒体）だけに記憶されるコンピュータプログラム自体、又はゲームの規則や方法などだけに係わるものである場合に</p>

は、当該請求項は知的活動の規則及び方法に該当するものであり、専利保護の客体には属さない。

ある請求項は、主題の名称を除いて、……、専利で保護する客体にならない。

例えば、記憶されたプログラムだけにより限定されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体又は1種のコンピュータプログラム製品、或いは、ゲームの規則だけにより限定されており、如何なる物理的な実体も含まない特徴により限定されるコンピュータゲーム装置などといった、如何なる技術的特徴も含まないものは、実質として、知的活動の規則及び方法だけに係わっているため、専利保護の客体に該当しない。ただし、発明専利出願で保護を請求する媒体は、その物理特性の改良に係わっている場合、例えば、積層構造やトラックピッチ、材料などは、この類に該当しない。

合には、当該請求項は知的活動の規則及び方法に該当するものであり、専利保護の客体には属さない。

ある請求項は、主題の名称を除いて、……、専利で保護する客体にならない。

例えば、記憶されたプログラム**自体**だけにより限定されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体又は1種のコンピュータプログラム製品、或いは、ゲームの規則だけにより限定されており、如何なる物理的な実体も含まない特徴により限定されるコンピュータゲーム装置などといった、如何なる技術的特徴も含まないものは、実質として、知的活動の規則及び方法だけに係わっているため、専利保護の客体に該当しない。ただし、発明専利出願で保護を請求する媒体は、その物理特性の改良に係わっている場合、例えば、積層構造やトラックピッチ、材料などは、この類に該当しない。

第二部分 第九章

3. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査例

前記審査基準に基づいたコンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査例を以下に挙げる。

……

【例8】……専利法2条2項に規定した技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。

【例9】学習内容を自ら決定する方式で外国語を学ぶシステム 出願内容の概要 従来のコンピュータ支援学習システムにおける学習内容が、システムで予め決まっていたため、ユーザは自分の外国語レベルに応じて学習内容を自ら決定することなく、これら予め決まった内容を学ばなければならない。この発明専利出願では、ユーザが自分のニーズに合わせた学習資料を選定して、資料をシステムに入力すると、システムプログラムが資料の中の文を、いくつかのユニットに区切る。そしてユーザが区切られたユニットを組み合わせ直してシステムに入

第二部分 第九章

3. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査例

前記審査基準に基づいたコンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査例を以下に挙げる。

……

【例8】……専利法2条2項に規定した技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。

力すると、システムプログラムはユーザが組み合わせ直した文を当初の文と比較し、予め決まった採点基準に従って得点をつけてから、点数を学習者に出力する。出願の請求項 選定した学習資料を入力するための学習機と、ユーザが伝送する言語ドキュメントを受信するためのドキュメント受信モジュールと、前記言語ドキュメントを最低1つの独立文に区切るためのドキュメント区切モジュールと、前記独立文を複数の区切ユニットに区切るための文の分割モジュールと、前記区切ユニットをユーザに出力し、ユーザが自ら組み合わせ直した文を受け、前記独立文とユーザが自ら組み合わせ直して入力した文と比較して、予め決まった採点基準に従って得点をつけてから、点数を前記学習者に出力する文を作るタイプ言語学習モジュールと、を含むことを特徴とする学習内容を自ら決定する方式で外国語を学ぶシステム。

分析及び結論

当該解決案は、一組のコンピュータプログラム機能モジュールを利用して学習システムを構成するものである。これらの機能モジュールで、ユーザが決定して伝送する言語ドキュメントを受けて、その中の文をユーザが組み合わせ直した文と比較し、比較の結果をユーザに出力する。当該システムにおいて、学習機でコンピュータプログラムを実行することにより、学習の過程の制御を実現しているが、当該学習機が公知の電子装置であり、外国語文章の区切りや組み合わせ直し、比較、採点は、学習機の内部の性能を改良するものでなく、学習機の構造や機能にも技術的な変化を一切与えていない。また、当該システムで解決する課題は、如何にユーザの主観的願望に合わせて学習内容を決定するかということであり、技術的課題を構成しない。実施手段は、学習の規則を人為的に制定し、規則の要求に従って行われるこ

<p>とであって、自然法則に規制されるようなものではない。それゆえに、技術的手段を利用していない。当該方法では、ユーザが自分のニーズに合わせて学習内容を自ら決定するようになり、学習効率の向上につながるが、獲得したのは自然法則に合致した技術的効果ではない。従って、当該発明専利出願は、専利法2条2項に規定した技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。</p>	
<p>第二部分 第九章 5.2 特許請求の範囲の書き方 コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の特許請求の範囲は、方法クレームに書いても、当該方法を実現させる装置である製品クレームに書いてもかまわない。どの形式の請求項に書いても、説明書にサポートされ、そして、全体的に当該発明の技術方案を反映し、技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴を記載してあるものでなければならない。当該コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法クレームとして書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能が如何に果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置クレームとして書く場合には、当該装置の各構成部及び各構成部の間の関係を具体的に記述し、当該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部で如何に果たされるかについて詳細に記述しなければならない。</p> <p>すべてコンピュータプログラムのフローチャートを根拠にして、当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップと完全に対応して一致する方式により、若しくは当該コンピュータプログラムのフローチャートを反映する方法クレームと完全に対応して一致する方式により、装置クレームを記載す</p>	<p>第二部分 第九章 5.2 特許請求の範囲の書き方 コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の特許請求の範囲は、方法クレームに書いても、当該方法を実現させる装置等の製品クレームに書いてもかまわない。どの形式の請求項に書いても、説明書にサポートされ、そして、全体的に当該発明の技術方案を反映し、技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴を記載してあるものでなければならない。当該コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法クレームとして書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能が如何に果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置クレームとして書く場合には、当該装置の各構成部及び各構成部の間の関係を具体的に記述しなければならない。前記構成部には、ハードウェア以外に、プログラムも含むことができる。</p> <p>すべてコンピュータプログラムのフローチャートを根拠にして、当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップと完全に対応して一致する方式により、若しくは当該コンピュータプログラムのフローチャートを反映する方法クレームと完全に対応して一致する方式により、装置クレームを記載する場合、即ちこの装置クレームの各構成</p>

<p>る場合、即ちこの装置クレームの各構成部と当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法クレームの各ステップと完全に対応して一致するような場合には、この装置クレームの各構成部は、当該プログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法の各ステップを実現するには構築しなければならない機能モジュールであると理解すべきである。このような機能モジュールにより限定される装置クレームは、主に説明書に記載してあるコンピュータプログラムを介して当該解決を実現するための機能モジュール化枠組みであると理解すべきであり、主にハードウェア的方式により当該解決を実現するための実体装置として理解すべきではない。……</p>	<p>部と当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法クレームの各ステップと完全に対応して一致するような場合には、この装置クレームの各構成部は、当該プログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法の各ステップを実現するには構築しなければならないプログラムモジュールであると理解すべきである。このようなプログラムモジュールにより限定される装置クレームは、主に説明書に記載してあるコンピュータプログラムを介して当該解決を実現するためのプログラムモジュール化枠組みであると理解すべきであり、主にハードウェア的方式により当該解決を実現するための実体装置として理解すべきではない。……</p>
<p>第二部分 第十章 3.4 実施例について</p> <p>化学分野は実験性を持つ学科に該当するため、実験により証明する必要がある発明が多数ある。そのため、通常説明書の中には、製品の製造と応用の実施例などのような実施例を含むべきである。</p> <p>(1) 説明書における実施例の数は、請求項の技術的特徴の概括の程度により決定される。例えば、並列選択要素の概括の程度及びデータの値の取得範囲など。化学発明において、発明の性質や具体的な技術分野により、実施例数に対する要求は完全に同一であるわけではない。一般原則として、発明が如何に実施されるかを理解するのに十分で、かつ請求項により限定される範囲内で実施できること、そして該効果が達成できることを判断するのに十分であるべきである。</p> <p>(2) 説明書で十分に公開されているか否かを判断する場合は、元説明書及び特許請求の範囲に記載された内容を基準とする。出願日以降に補足提出された実施例や実験データは考慮しないものとする。</p>	<p>第二部分 第十章 3.4 実施例について</p> <p>化学分野は実験性を持つ学科に該当するため、実験により証明する必要がある発明が多数ある。そのため、通常説明書の中には、製品の製造と応用の実施例などのような実施例を含むべきである。</p> <p>(1) 説明書における実施例の数は、請求項の技術的特徴の概括の程度により決定される。例えば、並列選択要素の概括の程度及びデータの値の取得範囲など。化学発明において、発明の性質や具体的な技術分野により、実施例数に対する要求は完全に同一であるわけではない。一般原則として、発明が如何に実施されるかを理解するのに十分で、かつ請求項により限定される範囲内で実施できること、そして該効果が達成できることを判断するのに十分であるべきである。</p> <p>3.5 補足提出された実験データについて</p> <p>説明書で十分に公開されているか否かを判断する場合は、元説明書及び特許請求の範囲に記載された内容を基準とする。</p> <p>出願日以降に補足提出された実験デ</p>

	<p>ータについて、審査官は審査を実施しなければならない。補足提出された実験データにより証明される技術効果は、当業者が専利出願の開示内容から得られるものでなければならない。</p>
<p>第四部分 第三章 4.2 無効宣告の理由の追加</p> <p>(1) 請求人が無効宣告請求の提出日から1ヶ月以内に無効宣告の理由を追加するには、当該期間以内に、追加した無効宣告理由を具体的に説明しなければならない。そうでなければ、専利復審委員会は考慮しない。</p> <p>(2) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月後に無効宣告の理由を追加することを専利復審委員会は一般的に考慮しないが、以下に挙げる状況を除く。</p> <p>(i) 専利権者が併合の方法で補正した請求項について、専利復審委員会が指定した期限までに無効宣告理由を追加し、かつ当該期限までに、追加した無効宣告理由について具体的に説明した場合。</p> <p>(ii) 提出した証拠と明らかに対応していない無効宣告理由を変更した場合。</p>	<p>第四部分 第三章 4.2 無効宣告の理由の追加</p> <p>(1) 請求人が無効宣告請求の提出日から1ヶ月以内に無効宣告の理由を追加するには、当該期間以内に、追加した無効宣告理由を具体的に説明しなければならない。そうでなければ、専利復審委員会は考慮しない。</p> <p>(2) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月後に無効宣告の理由を追加することを専利復審委員会は一般的に考慮しないが、以下に挙げる状況を除く。</p> <p>(i) 専利権者が削除以外の方法で補正した請求項について、専利復審委員会が指定した期限までに補正内容について無効宣告理由を追加し、かつ当該期限までに、追加した無効宣告理由について具体的に説明した場合。</p> <p>(ii) 提出した証拠と明らかに対応していない無効宣告理由を変更した場合。</p>
<p>第四部分 第三章 4.3.1 請求人による挙証</p> <p>(1) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月以内に証拠を補足する場合、当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明しなければならない。そうでなければ、専利復審委員会は考慮しないものとする。</p> <p>(2) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月以降に証拠を補足する場合、専利復審委員会は一般的に考慮しないが、以下に挙げる状況を除く。</p> <p>(i) 専利権者が併合する方法で補正した請求項又は提出した反証について、請求人が専利復審委員会により指定される期限までに証拠を補足し、かつ当該期限までに当該証拠について関連の無</p>	<p>第四部分 第三章 4.3.1 請求人による挙証</p> <p>(1) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月以内に証拠を補足する場合、当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明しなければならない。そうでなければ、専利復審委員会は考慮しないものとする。</p> <p>(2) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月以降に証拠を補足する場合、専利復審委員会は一般的に考慮しないが、以下に挙げる状況を除く。</p> <p>(i) 専利権者が提出した反証について、請求人が専利復審委員会により指定される期限までに証拠を補足し、かつ当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明した場合。</p>

<p>効宣告理由を具体的に説明した場合。</p> <p>(ii) 口頭審理での弁論の終了前に、技術用語辞書や技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知な常識的な証拠、又は証拠の法定の形式を完備させるための公証書類や原本等証拠を提出し、かつ当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明した場合。</p> <p>(3) 請求人が提出した証拠が外国語によるものである場合、その中国語訳文の提出期限は当該証拠の挙証期限を適用する。</p>	<p>(ii) 口頭審理での弁論の終了前に、技術用語辞書や技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知な常識的な証拠、又は証拠の法定の形式を完備させるための公証書類や原本等証拠を提出し、かつ当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明した場合。</p> <p>(3) 請求人が提出した証拠が外国語によるものである場合、その中国語訳文の提出期限は当該証拠の挙証期限を適用する。</p>
<p>第四部分 第三章</p> <p>4.6.2 補正の方式</p> <p>前記の補正原則の下で、特許請求の範囲に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除や併合と技術案の削除に限る。</p> <p>請求項の削除とは特許請求の範囲から、一又は複数の請求項を取り除くことをいう。例えば、独立請求項或いは従属請求項。</p> <p>請求項の併合とは、相互に従属的な関係を持たないが、授權公告書類においては同一の独立請求項に従属する2つ或いはそれ以上の請求項の併合をいう。この場合、併合対象従属請求項の技術的特徴の組み合わせにより新規の請求項を成す。当該新規請求項は、併合された従属請求項の全ての技術的特徴を含めなければならない。独立請求項は補正がなされていない限り、その従属請求項に対する併合方式の補正が許されない。</p> <p>技術案の削除とは、同一の請求項において並列している2種以上の技術案から1種或いは1種以上の技術案を削除することをいう。</p>	<p>第四部分 第三章</p> <p>4.6.2 補正の方式</p> <p>前記の補正原則の下で、特許請求の範囲に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除、技術案の削除、請求項の更なる限定、明らかなミス¹の補正に限る。</p> <p>請求項の削除とは特許請求の範囲から、一又は複数の請求項を取り除くことをいう。例えば、独立請求項或いは従属請求項。</p> <p>技術案の削除とは、同一の請求項において並列している2種以上の技術案から1種或いは1種以上の技術案を削除することをいう。</p> <p>請求項の更なる限定とは、請求項にその他の請求項に記載する一つ又は複数の技術的特徴を補足することで、保護範囲を縮小することをいう。</p>
<p>第四部分 第三章</p> <p>4.6.3 補正方式の制限</p> <p>専利復審委員会で審査決定を下すまでに、専利権者は請求項又は請求項に含まれる技術案を削除することができる。</p>	<p>第四部分 第三章</p> <p>4.6.3 補正方式の制限</p> <p>専利復審委員会で審査決定を下すまでに、専利権者は請求項又は請求項に含まれる技術案を削除することができる。</p>

<p>下記3つの状況についての答弁期間以内に限って、専利権者は併合の方式によって特許請求の範囲を補正することができる。</p> <p>(1) 無効宣告請求書に対するもの</p> <p>(2) 請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対するもの</p> <p>(3) 専利復審委員会が引用した、請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対するもの。</p>	<p>下記3つの状況についての答弁期間以内に限って、専利権者は削除以外の方式によって特許請求の範囲を補正することができる。</p> <p>(1) 無効宣告請求書に対するもの</p> <p>(2) 請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対するもの</p> <p>(3) 専利復審委員会が引用した、請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対するもの。</p>
<p>第五部分 第四章</p> <p>5.2 閲覧と複製を許可する内容</p> <p>(1) 公開前の発明専利出願、査定公告前の実用新案・意匠専利出願について、同案件の出願人又は代理人は、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、及び方式審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の回答意見の正文を含め、当該専利出願包袋の関連内容を閲覧、複製してよい。</p> <p>(2) 公開済みで、まだ専利権の査定公告が成されていない発明専利出願の包袋については、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、公開書類、及び方式審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の回答意見の正文を含め、当該専利出願包袋における公開日までの関連内容を閲覧、複製してよい。</p> <p>(3) 専利権の査定公告が成された専利出願の包袋について閲覧、複製できる内容に、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、発明専利出願単行本、発明専利、実用新案専利、意匠専利の単行本、専利登記簿、専利権評価報告、及び結審されている各審査手続（方式審査、実体審査、復審と無効宣告などを含む）において専利局、専利復審委員会が、出願人又は関連当事者に発行した通知書と決定書や、出願人或いは関連当事者の通知書に対する回答意見の正文が含まれる。</p> <p>(4) 復審手続、無効宣告手続にあり、</p>	<p>第五部分 第四章</p> <p>5.2 閲覧と複製を許可する内容</p> <p>(1) 公開前の発明専利出願、査定公告前の実用新案・意匠専利出願について、同案件の出願人又は代理人は、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、及び方式審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の回答意見の正文を含め、当該専利出願包袋の関連内容を閲覧、複製してよい。</p> <p>(2) 公開済みで、まだ専利権の査定公告が成されていない発明専利出願の包袋については、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、公開書類、方式審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の回答意見の正文及び実体審査において出願人に発行した通知書、調査報告と決定書を含め、当該専利出願包袋における関連内容を閲覧、複製してよい。</p> <p>(3) 専利権の査定公告が成された専利出願の包袋について閲覧、複製できる内容に、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、発明専利出願単行本、発明専利、実用新案専利、意匠専利の単行本、専利登記簿、専利権評価報告、及び結審されている各審査手続（方式審査、実体審査、復審と無効宣告などを含む）において専利局、専利復審委員会が、出願人又は関連当事者に発行した通知書、調査報告と決定書や、出願人或いは関連当事者の通知書に対する回答意見の正文が含まれる。</p>

<p>まだ終結していない専利出願の包袋について、特別な事情により閲覧、複製する必要がある場合、関係者から同意を得た後に、前述第(1)と(2)号の関連規定を参照して、専利出願包袋の中で現下の審査手続に移行された前の内容物を閲覧、複製するものとする。</p> <p>(5) 前述の内容以外の書類は、閲覧、複製してはならない。</p>	<p>(4) 復審手続、無効宣告手続にあり、まだ終結していない専利出願の包袋について、特別な事情により閲覧、複製する必要がある場合、関係者から同意を得た後に、前述第(1)と(2)号の関連規定を参照して、専利出願包袋の中で現下の審査手続に移行された前の内容物を閲覧、複製するものとする。</p>
<p>第五部分 第七章</p> <p>7.4.2 財産保全の執行協力による中止の期限</p> <p>人民法院が専利局に財産保全の執行協力を要請したことにより、中止手続を執行している場合、中止期限は一般的に6ヶ月とする。民事裁定書の受取日から6ヶ月間経過した場合、当該中止手続が終了する。</p> <p>人民法院が財産保全措置の継続を要求する場合に、中止期限の満了前に保全の継続に関する執行協力通知書を専利局に送付しなければならない。審査した結果、本章7.3.2.1節の規定に合致した場合には、中止手続は6ヶ月間更新される。同じ法院の同じ案件に対する執行手続における保全裁定について、専利局での中止期限は12ヶ月を超えないものとし、審判手続における保全裁定については、専利局での中止期限は適宜延長してよいとする。</p> <p>7.4.3 無効宣告手続に係る中止の期限</p> <p>無効宣告手続に係わっている専利の場合、権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止、又は人民法院の財産保全の執行協力要請による中止については、中止期限は1年を超えないものとする。中止期限が満了になると、専利局では関連手続を自ら再開する。</p>	<p>第五部分 第七章</p> <p>7.4.2 財産保全の執行協力による中止の期限</p> <p>人民法院が専利局に財産保全の執行協力を要請したことにより、中止手続を執行している場合、民事裁定書及び執行協力通知書に記載する財産保全期限に従って関係手続を中止する。</p> <p>人民法院が財産保全措置の継続を要求する場合に、中止期限の満了前に保全の継続に関する執行協力通知書を専利局に送付しなければならない。審査した結果、本章7.3.2.1節の規定に合致した場合には、中止期限は更新される。</p> <p>7.4.3 無効宣告手続に係る中止の期限</p> <p>無効宣告手続に係わっている専利の場合、権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止については、中止期限は1年を超えないものとする。中止期限が満了になると、専利局では関連手続を自ら再開する。</p>